

各消防機関からフィードバックを受けた 119 番転送案件について

1 119 番転送案件のフィードバック結果（令和 5 年度）

傷病程度※	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	合 計	
												件数	割合
死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
重症	0	3	1	0	0	0	0	1	1	0	0	6	1.3%
中等症	18	18	16	16	8	15	14	6	6	5	6	128	28.9%
軽症	30	34	25	17	27	19	14	12	19	16	11	224	50.6%
不搬送	9	6	10	15	10	3	5	3	6	6	3	76	17.2%
その他	0	4	0	2	0	1	1	0	1	0	0	9	2.0%
合 計	57	65	52	50	45	38	34	22	33	27	20	443	100%

※ 搬送先の医師が救急隊から傷病者を引き継ぐ際に「傷病者申し送り票」に記載した傷病程度（令和 5 年 9 月以降に広島赤十字・原爆病院に搬送された事案については、確定診断後の傷病程度）

傷病程度の定義（救急統計より）

死 亡：初診時において死亡が確認されたもの

重 症：傷病程度が 3 週間以上の入院加療を必要とするもの

中等症：傷病程度が重症又は軽症以外のもの

軽 症：傷病程度が入院加療を必要としないもの

不搬送：傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合や明らかに死亡している場合、又は医師が死亡していると診断した場合に医療機関へ搬送しないもの

その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものなど

2 上記 1 のうち軽症であった主な事例

No	主訴（随伴症状）	赤判定と判断した主な理由	緊急度判定の的確性に関する評価
1	発熱（意識状態の悪化、顔色不良、呂律が回らない、呼吸苦、手足のしびれ等）	- 想定疾患を「脳卒中、髄膜炎、肺炎など」と判断し、発熱時に左記の随伴症状が認められることなどを理由に、赤判定とした。 - バイタルサインのうち呼吸、循環、意識に異常があることを理由に、赤判定とした。	医師の所見では、左記の想定疾患に該当するものではないことを理由に、軽症とされる事例が多いと推察される（医師の所見では、左記以外のより緊急性の低い疾患だと判断された可能性がある）。 こうした事例については、各相談員において、随伴症状の性質や程度を詳しく聴取し、想定疾患をよりの確に把握することなどを通じて、緊急度判定の精度を高める必要がある。
2	頭痛（嘔吐・しびれ等）	想定疾患を「脳出血、くも膜下出血、脳血管障害、髄膜炎、機能的頭痛など」と判断し、激しい頭痛が認められることなどを理由に、赤判定とした。	想定疾患を機能的頭痛と判断した場合に、軽症とされる事例が多かった。 こうした事例については、各相談員において、頭痛の性質や程度を詳しく聴取し、想定疾患をよりの確に把握することなどを通じて、緊急度判定の精度を高める必要がある。

3	めまい・ふらつき (顔色不良・動悸・頭痛等)	・想定疾患を「脳卒中、内耳性めまい、起立性低血圧症、脱水、貧血など」と判断し、めまいにより動けないことなどを理由に、赤判定とした。	想定疾患を内耳性めまい、起立性低血圧症、脱水、貧血と判断した場合に、軽症とされる事例が多かった。 こうした事例については、「めまいにより動けない」に該当する場合はプロトコルの適用上、赤判定とせざるを得ないため、オンコール医師へのランクダウンの相談などを通じて、緊急度判定の精度を高める必要がある。
4	息が苦しい・しびれ (顔色不良・冷汗・動悸等)	・想定疾患を「脳卒中、肺血栓塞栓症、心不全など」と判断し、半身のしびれがあることなどを理由に、赤判定とした。 ・バイタルサインのうち呼吸、循環に異常があることを理由に、赤判定とした。	想定疾患を過換気と判断した場合に、軽症とされる事例が多かった。 こうした事例については、時間の経過により症状が落ち着くことがあり、相談時の症状を基に判定を行う性質上、赤判定とせざるを得ない案件が一定程度あったと推察される。
5	動悸・胸痛(顔色不良・冷汗・呼吸苦等)	・想定疾患を「急性冠症候群、重症疾患＋不整脈など」と判断し胸の圧迫痛があることなどを理由に、赤判定とした。 ・バイタルサインのうち呼吸・循環・意識に異常があることを理由に、赤判定とした。	医師の所見では、左記の想定疾患に該当するものではないことを理由に、軽症とされる事例が多いと推察される(医師の所見では、自立神経失調症、ストレス性疾患など、緊急性の低い疾患だと判断された可能性がある)。 しかしながら、電話による聴取のみで左記の想定疾患を否定することが困難なケースもあり、やむを得ず赤判定とした案件が一定程度あったと考えられる。
6	顔面・目の周囲の膨張、進行するアレルギー症状	・想定疾患を「アナフィラキシー」と判断し、呼吸困難があることを理由に、赤判定とした。	小児のアレルギー反応が認められる場合に、搬送後の加療により改善し、軽症とされる事例が多いと推察される。 こうした事例については、一般的に緊急性が高いとされており、赤判定の判断が適切であった案件も一定程度あったと考えられる。